

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成19年8月30日(2007.8.30)

【公表番号】特表2004-503037(P2004-503037A)

【公表日】平成16年1月29日(2004.1.29)

【年通号数】公開・登録公報2004-004

【出願番号】特願2002-509251(P2002-509251)

【国際特許分類】

G 0 6 K 19/073 (2006.01)

H 0 4 Q 7/38 (2006.01)

【F I】

G 0 6 K 19/00 P

H 0 4 B 7/26 1 0 9 R

【手続補正書】

【提出日】平成19年6月28日(2007.6.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】通信端末(1)内に書き込まれたソフトウェインターフェースの使用をアプリケーションに許可するセキュリティモジュール(30)であって、前記通信端末(1)のセキュリティ特性を検出する検出手段(32)と、前記ソフトウェインターフェースのうちから、その端末(1)の検出されたセキュリティ特性に関連するインターフェースを選択する選択手段(34)と、一方で選択されたソフトウェインターフェースの使用をアプリケーションに許可し、また他方で選択されなかったソフトウェインターフェースを前記アプリケーションが使用するのをブロックする、ソフトウェインターフェースに対するアクセス制御手段(36)とを含むことを特徴とするセキュリティモジュール(30)。

【請求項2】ソフトウェインターフェースに対するアクセス制御手段(36)は、前記アプリケーションの動作中、全く別のアプリケーションに対してソフトウェインターフェースの使用をブロックするようにさらに構成されることを特徴とする請求項1に記載のセキュリティモジュール。

【請求項3】前記アプリケーションが決まった信頼レベルを有しているセキュリティモジュールであって、前記選択手段(34)は、前記所定のアプリケーションの信頼レベルにさらに応じて前記ソフトウェインターフェースを選択するようにさらに構成されることを特徴とする請求項1または2に記載のセキュリティモジュール。

【請求項4】スマートカード(7)内に含まれることを特徴とする請求項1から3のいずれか一項に記載のセキュリティモジュール。

【請求項5】前記アプリケーションは、前記通信端末に接続することができるアクセサリに関連するアプリケーションであることを特徴とする請求項1から4のいずれか一項に記載のセキュリティモジュール。

【請求項6】前記アクセサリは、固有の表示スクリーンおよび固有のキーボードを有する安全なスマートカード読取装置であることを特徴とする請求項5に記載のセキュリティモジュール。

【請求項7】前記アプリケーションは、遠隔サーバからダウンロードされるアプリケーションであることを特徴とする請求項1から4のいずれか一項に記載のセキュリティ

モジュール。

【請求項 8】 前記ダウンロードされるアプリケーションは、前記通信端末(1)の読み取り装置(3)内に挿入されたスマートカードのメモリにアクセスするように構成されることを特徴とする請求項7に記載のセキュリティモジュール。

【請求項 9】 前記アプリケーションは、電子財布に入金するアプリケーション、支払処理、またはロイヤルティポイントをスマートカードに信用貸与するアプリケーションであることを特徴とする請求項8に記載のセキュリティモジュール。

【請求項 10】 請求項1から9のいずれか一項に記載のセキュリティモジュールを含むことを特徴とする通信端末(1)。

【請求項 11】 加入者識別モジュールカード(5)を受け入れるためのスマートカード第1読み取り装置(2)と、請求項4に記載のセキュリティモジュールを含むスマートカード(7)を受け入れるためのスマートカード第2読み取り装置(3)とを含むことを特徴とする請求項10に記載の通信端末。

【請求項 12】 通信手段を備えたコンピュータ、電話機、特にモバイル電話機、好ましくは、セルラー無線電話機、または電話網/インターネット統合アクセス端末であることを特徴とする請求項10または11に記載の通信端末。

【請求項 13】 通信端末(1)内に書き込まれたソフトウェアインターフェースの使用を安全な方式でアプリケーションに許可する方法であって、

前記通信端末(1)のセキュリティ特性を検出するステップと、

前記ソフトウェアインターフェースのなかから、その端末の検出されたセキュリティ特性に関連するインターフェースを選択するステップと、

一方で選択されたソフトウェアインターフェースの使用をアプリケーションに許可し、また他方で選択されなかったソフトウェアインターフェースを前記アプリケーションが使用するのをブロックするようにソフトウェアインターフェースに対するアクセスを制御するステップとを含むことを特徴とする方法。

【請求項 14】 前記アプリケーションの動作中、全ての別のアプリケーションに対してソフトウェアインターフェースの使用をブロックすることを特徴とする請求項13に記載のセキュリティ方法。

【請求項 15】 前記アプリケーションが決まった信頼レベルを有している方法であって、前記アプリケーションの信頼レベルにさらに応じてソフトウェアインターフェースを選択することを特徴とする請求項13または14に記載のセキュリティ方法。